

◎新潟県告示第1143号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、休猟区を次のとおり指定する。

平成27年8月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 布部休猟区

(1) 区域

村上市中野地内の県道薦川中原線と村上市道布部高南線との交点を起点とし、同県道を東北東に進み薦川地内の同県道の起点に至る。ここから東南東に方向を変え、薦川を横断し尾根づたいに上り658メートルのウソ山の山頂に至る。この山頂から尾根づたいにほぼ南方向に下り、二級河川滝矢川を横断し、また尾根づたいに上り640.2メートルのキュウゾウ山の山頂に至る。さらに稜線に沿って南に進み534メートル、538.6メートル、288メートルの山頂を通過し、県道鶴岡村上線の三面橋の西詰に至る。同橋を渡り、同県道を西北西に三面川沿いに下り、岩崩、荃太、千縄の各集落を経て、布部地内の市道岩沢布部線との交点に至る。同市道を西に進むと市道布部高南線との交点に至る。同市道を北西に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

2,136ヘクタール

(3) 存続期間

平成27年10月15日から平成30年10月14日まで

2 柴倉川休猟区

(1) 区域

東蒲原郡阿賀町九島地内の県道室谷津川線と町道マコノ浦線との交点を起点とし、同町道及び引き続き林道九島武須沢線を東岐地区まで進み、県道黒倉野中線との交点に至る。ここから南方向に進み、町道東山線との交点に至る。ここから町道東山線の夷棚地区を経て相高島地区まで進み、県道柴倉津川線との交点に至る。ここから同県道を北方向に町道漆沢小手茂線との交点まで進み、さらに同町道の漆沢地区を経て、県道室谷津川線まで進む。さらに同県道を北東に進み、起点と結ぶ内部一円から月山鳥獣保護区を除いた区域とする。

(2) 面積

1,875ヘクタール

(3) 存続期間

平成27年10月15日から平成30年10月14日まで

3 上条長谷休猟区

(1) 区域

加茂市学校町地内の国道403号線と県道加茂停車場線との交点を起点として、同国道を北に進み、田上町との境界に至る。ここから同境界線及び五泉市との境界線に沿って進み、国道290号線との交点に至る。ここから同国道を南に進み、七谷大橋の東詰の加茂川右岸に至る。ここから同右岸の堤防を下流に進み、日吉橋東詰で市道猿毛堤外線との交点に至る。ここから同市道を北西に進み、猿毛橋東詰で市道八幡猿毛線との交点に至る。ここから同市道を北に進み、小貫地内で市道小貫駒岡堤外線との交点に至る。ここから、同市道を北西に進み、市道八幡秋房線との交点に至る。ここから、同市道を西に進み、市道加茂川右岸線との交点に至る。ここから、同市道を西に進み、県道加茂停車場線との交点に至る。ここから、同県道を北に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

1,646ヘクタール

(3) 存続期間

平成27年10月15日から平成30年10月14日まで

4 見附太田休猟区

(1) 区域

見附市大字嶺崎地内の嶺崎橋北詰を起点とし、主要地方道長岡見附三条線を北に100メートル進み、市道浄水場線との交点に至る。同市道を北に約50メートル進んで、市道細越嶺崎線との交点に至る。ここから同市道を東に進み、刈谷田川右岸堤防に接し、さらに北に進み、主要地方道見附栃尾線の交点に至る。ここから同主要地方道を南東に約100メートル進み、県道逞場見附線との交点に至る。ここから同県道を北東に進み、見附市大字堀溝町地内の桜明橋東詰で市道観音坂堀溝線との交点に至る。ここから同市道を南西に進み、主

要地方道見附栃尾線との交点に至り、同主要地方道を南東に進み、見附市と長岡市との境界線に至る。同境界線を南西に進み、県道栃尾田井線との交点に至り、ここから谷沢を北に進み、さらに1級河川耕地川に沿って進み、大堤に至る。ここから大堤を北西に進み、名木野湯に至る。ここから市道名木野2号線を北西に進み、主要地方道長岡見附三条線との交点に至り、同主要地方道を北に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

919ヘクタール

(3) 存続期間

平成27年10月15日から平成30年10月14日まで

5 一之貝休猟区

(1) 区域

長岡市北荷頃地内の主要地方道長岡栃尾巻線と主要地方道栃尾山古志線との交差点を起点とし、ここから主要地方道栃尾山古志線を南南東に進み西野俣、森上を経て半蔵金地内で林道真木半蔵金線との交点に至る。ここから同林道を北北西に進み、林道東山線との交点に至る。ここから同林道を北西に進み、市道東幹線40号との交点に至る。ここから同市道を北東に進み、主要地方道長岡栃尾巻線との交点に至る。ここから同主要地方道を東南東に進み、軽井沢地内で市道栃尾比礼軽井沢線との交点に至る。ここから同市道を東に進み、比礼地内で市道栃尾比礼1号線との交点に至る。ここから同市道を南東に進み、市道栃尾比礼16号線との交点に至る。ここから同市道を東北東に進み、国道351号との交点に至る。ここから同国道を東に進み、市道栃尾北荷頃40号線との交点に至る。ここから同市道を東南東に進み、主要地方道長岡栃尾巻線との交点に至る。ここから同主要地方道を南に進み、起点と結ぶ内部一円の区域から八方台いこいの森鳥獣保護区を除いた区域とする。

(2) 面積

2,391ヘクタール

(3) 存続期間

平成27年10月15日から平成30年10月14日まで

6 上条休猟区

(1) 区域

魚沼市松川（旧守門村）地内の県道小出守門線桂ヶ瀬橋と松川川右岸の交点を起点とし、同県道を北に進み国道252号線に至る。ここから同国道を北に進み旧入広瀬村との境界線に至る。ここから同境界線を南に進み、ほとら峯（標高624メートル）、魚止山（標高722メートル）、まないた山（標高652メートル）を経て、さらに約350メートル進み松川川へ及ぶ山道へ至る。ここから同山道を進み松川川へ至る。ここから松川川右岸を下流へ進み、起点を結ぶ一円とする。

(2) 面積

1,648ヘクタール

(3) 存続期間

平成27年10月15日から平成30年10月14日まで

7 小国・鯖石休猟区

(1) 区域

柏崎市安田地内の国道252号と国道291号との交点を起点とし、同291号を東に、さらに南東に進み、武石トンネルを経て東に進み、長岡市小国町七日町地内で国道404号との交点に至る。ここから同404号を南に進み、長岡市小国町相野原地内で国道403号と主要地方道柿崎小国線との交点に至る。ここから同主要地方道を西南西に進み、柏崎市山室地内で国道252号との交点に至る。ここから同国道を北に進み、起点と結ぶ内部一円から八石山鳥獣保護区を除いた区域とする。

(2) 面積

3,903ヘクタール

(3) 存続期間

平成27年10月15日から平成30年10月14日まで

8 加茂歌代休猟区

(1) 区域

佐渡市両津夷地内の国道350号線と主要地方道佐渡一周線と交差する地点を起点とし、同国道を西に進み、更に南西に進み、佐渡市三瀬川地内で市道金井12号線との交点に至る。ここから同市道を北西に進み、旧両津市と旧金井町の境界線との交点に至る。ここから市道加茂幹線8号線を北西に進み、市道立野1号線との

交点に至る。ここから同市道を北西に進み、旧両津市と旧金井町の境界線との交点に至る。ここから同境界線に沿って北西に進み、金北山鳥獣保護区の境界線との交点に至る。ここから同境界線に沿って北東に進み、更に西北西に進み、旧両津市と旧相川町との境界線との交点に至る。ここから同境界線に沿って北北東に進み、マトネ山頂（937.5メートル）に至る。ここから東に進み、主要地方道佐渡縦貫線との交点に至る。ここから同地方道を南に進み、更に北西に進み、更に南東に進み、更に東南東に進み、主要地方道佐渡一周線との交点に至る。ここから同地方道を南南西に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

2,560ヘクタール

(3) 存続期間

平成27年10月15日から平成30年10月14日まで